

埼玉県立病院の在り方に関する県民アンケート 参考資料

1 県立病院の概要

埼玉県は、循環器・呼吸器病センター（熊谷市）、がんセンター（伊奈町）、小児医療センター（さいたま市）、精神医療センター（伊奈町）の4つ病院（合計1345床）を運営しています（詳細は裏面を参照）。

県立病院は、全県を対象とした高度専門医療を提供するとともに、結核・小児・精神等の政策医療・不採算となる医療を実施しています。

2 「埼玉県立病院の在り方検討委員会」の設置と同報告書について

(1) 「埼玉県立病院の在り方検討委員会」（外部有識者委員会）

少子高齢化など医療環境の変化により柔軟に対応していくため、平成30年6月に設置。外部有識者により今後の県立病院の在り方が検討されました。

(2) 「埼玉県立病院の在り方に関する検討報告書」

検討結果は報告書にまとめられ、平成30年11月13日、県に提出されました。

【県HPに掲載】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/c1401/arikatakentouiinkai.html>

総合トップ > 健康福祉 > 医療 > 医療機関 > 埼玉県立病院 > 病院局の取組事項 > 埼玉県立病院の在り方検討委員会について

委員会としての主な考え方（現在の役割に加え今後充実していくべき医療機能など）

- 循環器・呼吸器病センターは、脳血管診療体制を強化すべき。
- がんセンターは、心筋梗塞など合併症のある患者さんの診療体制を確保すべき。
- 小児医療センターは、病気を持つこどもが成人になる移行期での総合的な支援機能を構築すべき。
- 精神医療センターは、外来にデイケア機能を持たせるべき。
- 医療環境の変化に柔軟に対応していくため、運営形態は地方独立行政法人（※）が望ましい。

※地方独立行政法人について

県立4病院は現在、県の機関として運営されています（県の直営）。地方独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき県が100%出資して設立する法人であり、公設公営の運営形態です。両者には主に以下のような違いがあります。

	現状（地方公営企業法全部適用）	地方独立行政法人
運営方法	・県の機関として運営	・県が設立した法人が運営
責任者	・事業管理者（知事を補佐する県の職員）	・理事長（県から独立）
職員の身分	・地方公務員	・非公務員
予算、契約、職員採用など	・自治体制度 （責任者の裁量が小さい）	・法人独自制度 （責任者の裁量が大きい）

埼玉県立病院の概要

○循環器・呼吸器病センター



所在 熊谷市板井1696

開設 昭和29年1月

病床数 343床

特徴

- 循環器系、呼吸器系疾患の高度専門医療の提供を行うとともに、結核指定医療機関として結核患者への医療を提供。
- 平成28年度には新館棟を新設し、感染症病床と緩和ケア病床を設置。

○がんセンター



所在 伊奈町小室780

開設 昭和50年11月

病床数 503床

特徴

- 都道府県がん診療連携拠点病院に指定されている中核的ながん専門医療機関。
- 平成30年度、国からがんゲノム医療連携病院に指定された。

○小児医療センター



所在 さいたま市中央区新都心1-2

開設 昭和58年4月

病床数 316床

特徴

- 一般の医療機関では対応困難な小児疾患の診療を行う小児専門医療機関。
- 隣接するさいたま赤十字病院と連携し、総合周産期母子医療センターの指定を受けている。

○精神医療センター



所在 伊奈町小室818-2

開設 平成2年4月

病床数 183床

特徴

- 県内全域を対象として、精神科救急、依存症、児童思春期、医療観察法対象者、民間医療機関で対応困難な患者等への医療を提供する精神科単科の高度専門医療機関。